

連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する
明細書

連 結 業 度	・	・	法人名
連 結 年 度	・	・	

別表六の二(三)付表二 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

連 結 法 人 名	区 分	・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・		
		試験研究費の総額等に 係るもの	特別試験研究費 に係るもの	試験研究費の総額等に 係るもの	特別試験研究費 に係るもの	
		①	②	①	②	
加 入 等 及 び 離 脱 等 以 外 の 連 結 法 人	発 生 額 又 は 繰 越 額	1	円	円	円	円
	当 期 控 除 額	2				
	翌 期 繰 越 額	3				
	発 生 額 又 は 繰 越 額	4				
	当 期 控 除 額	5				
	翌 期 繰 越 額	6				
	発 生 額 又 は 繰 越 額	7				
	当 期 控 除 額	8				
	翌 期 繰 越 額	9				
	発 生 額 又 は 繰 越 額	10				
	当 期 控 除 額	11				
	翌 期 繰 越 額	12				
	発 生 額 又 は 繰 越 額	13				
	当 期 控 除 額	14				
	翌 期 繰 越 額	15				
	発 生 額 又 は 繰 越 額	16				
	当 期 控 除 額	17				
	翌 期 繰 越 額	18				
	発 生 額 又 は 繰 越 額	19				
	当 期 控 除 額	20				
	翌 期 繰 越 額	21				
	小 計	22				
	23					
	24					
加 入 等 を し た 連 結 法 人	事業年度又は 連結事業年度	25	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
	発 生 額 又 は 繰 越 額	26	円	円	円	円
	当 期 控 除 額	27				
	翌 期 繰 越 額	28				
	事業年度又は 連結事業年度	29	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
	発 生 額 又 は 繰 越 額	30	円	円	円	円
	当 期 控 除 額	31				
	翌 期 繰 越 額	32				
	発 生 額 又 は 繰 越 額	33				
	当 期 控 除 額	34				
	翌 期 繰 越 額	35				
	小 計	36				
37						
38						
39	③	③+④	③+④+⑤	③+④+⑤+⑥		
合 計	36		④	⑤	⑥	
37						
38						
39	③	③+④	③+④+⑤	③+④+⑤+⑥		

離脱等をした連結法人の連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細

連 結 法 人 名	区 分	・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・	
		試験研究費の総額等に 係るもの	特別試験研究費 に係るもの	試験研究費の総額等に 係るもの	特別試験研究費 に係るもの
	発 生 額 又 は 繰 越 額	40	円	円	円
	発 生 額 又 は 繰 越 額	41			
合 計	発 生 額 又 は 繰 越 額	42			

別表六の二（三） 付表二の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第3項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）（同法第68条の9の2第1項（試験研

究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。